

道路管理者間の協議(その2)

道路局路政課道路利用調整室

渡邊課長

あゝ。みんな、おはよう。

坂上係員・大野係員

おはようございます。

渡邊課長

(おつ、坂上さんは頑張って調べているみたいだな。結構、結構)

午後になつて

坂上係員

(うーっ。根拠が全然見つからないよ。どうしよう)

渡邊課長

(なんか煮詰まってきた感じだな。そろそろヒントぐらい出した方がいいかな)

坂上さん。朝からずっと何を調べているんだ

い?

坂上係員

あつ、課長。じつは、昨日大野君が道路バト

ロールの途中で、国道の区域内に県道の照明灯

が設置されているのに気がついたんですけど、道路占用許可申請が出ていないので不法占用じゃないかと騒いでいたんですよ。

それで、わたしが、それは道路管理者間の協議に基づいて設置されているものだから不法占用物件にはあたらないと説明をしたんですが、その協議の根拠はどこになるのかと聞かれて困っているんです。

渡邊課長

なるほど。道路法を探しても見つからなかっただろう。

坂上係員

はい……。えつ、道路法以外の法律に根拠があるんですか?

渡邊課長

(そういう意味で言ったんじゃないんだけど……)

道路法の関係図書とかは見てみたかい?

坂上係員

一応、道路法第十一条とかは見たんですけど、特に道路管理者間の協議については載っていない……。

渡邊課長

特に道路管理者間の関係にとらわれずに全体を見ていった方がいいんじゃないのかな。

坂上係員

分かりました。全体的に目を通してみます。

渡邊課長

(これで見つけれられるかな?)

坂上係員

しょうがない。第一条からつぶしていくか……。

坂上係員

えーっと。道路法第二十一条は……。あつ、あつた、あつた。

渡邊課長

どうだい、見つかったかい?

坂上係員

ありがとうございます。見つかりました。

「道路法には、道路管理者相互の関係については第十九条(境界地の道路管理)、第四十八条の四(道路と自動車専用道路との連結・交差)等のように特別な場合を除いては別に規定せ

ず、両者の関係が生じた場合には全て両者の協議による解決に委ねたものと解される。」と書いてありますね。

(境界地の道路の管理)

第十九条 地方公共団体の区域に係る道路については、関係道路管理者(国土交通大臣を除く。以下本条及び第五十四条中同じ。)は、第十三条第一項及び第三項並びに第十五条から第十七条までの規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。

2 前項の規定による協議が成立しない場合においては、関係道路管理者は、当該道路が都道府県の区域の境界に係るとき、又は関係道路管理者のいずれかが都道府県であるときは国土交通大臣に、その他のときは都道府県知事に裁定を申請することができる。

3 第七条第六項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第七条第六項中「国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係道路管理者」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならない」とあるのは「指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない」と読み替えるものとする。

4 第二項及び前項において準用する第七条第六項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、関係道路管理者の協議が成立したものとみなす。

5 第一項の規定による協議が成立した場合(前項の規定により関係道路管理者の協議が成立したものとみなされる場合を含む。)においては、関係道路管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

(道路等と自動車専用道路との連結又は交差)  
第四十八条の四 道路等(軌道を除く。以下本項及び第四十八条の八第二項中同じ。)の管理者は、道路等を第四十八条の二第一項又は第二項の規定による指定を受けた道路又は道路の部分(以下「自動車専用道路」という。)と連結させようとする場合においては、当該管理者が道路管理者であるときは当該自動車専用道路の道路管理者と協議し、その他の者であるときは当該自動車専用道路の道路管理者の許可を受けなければならない。自動車専用道路以外の道路等を自動車専用道路と立体交差以外の方式で交差させようとする場合においても、同様とする。

2 自動車専用道路の道路管理者は、前項前段の場合にあつては当該連結が当該自動車専用道路の効用を妨げない場合に限り、同項後段の場合にあつては当該交差が前条ただし書に規定する場合に該当する場合に限り、前項の協議に応じ、又は同項の許可を与えることができる。

渡邊課長

そうだね。もう少し、考えてみようか。これらの条文を見て、何か気づくことはないかい。

坂上係員

うーん。(何だろう。)

大野係員

(横から、ひよいと出てきて)

これらの条文、すべて協議つてなってますね。

渡邊課長

よく気がついたね。第十九条や第四十八条の四のような特別の場合についても、道路管理者相互の関係を規制するときは、すべて協議制度を採用しているんだよ。

坂上係員

そう言われてみればそうですね。全然気付きませんでした(やられた!)

大野君分かった?

大野係員

はいっ。

(僕が協議つてこと見つけたのに。)

坂上係員

もう、ホントにちゃんと聞いてた?

もう一回説明するわよ。

大野係員

(もう一回つて言われても・・・)

一通り説明後

渡邊課長

理解できたようだね。問題も解決したことだし、どうだい、二人とも、今晚、夕飯でも。

大野係員

それでは、坂上さんと協議の上、費用負担は、課長ということで。

渡邊課長

私には、協議はないのか・・・。(この項おわり)

